

ございますが、いままで区分所有の建物の敷地については持ち分に
応じてそれぞれに課税せず、連帯納税、一括で代表者を定め
まして納税させておたんでございますが、今回地方税法が改
正されました、その土地の持ち分によりまして、それぞれに納税を個々に
課税できるということをうたったものでございまして、これが新たに土地
に関する区分の処置をしたものでございます。

次のページの最初から五行目にあります七十八条の二項でござ
います。これは軽自動車関係でございまして、身体障害者
が所有するもの、もしくは家族が持っているような場合に
は軽自動車の申請をする際には軽自動車を市へ持
て来るということになっておりましたものを、今回改正いたしました
軽自動車をこちらに提示しなくてもそれに代わる書類、いわ
ゆる販売証明、あるいは車検、そういったものの提示をすれば、車
両を持って来なくてもよろしいというふうに改正するもので
ございまして、これにつきましては七十九条も同じようなことでござ

います。

次の一番最後のページの八十条第一項につきましては、たばこ専
売法に法律の成立、制度及び法律番号を加え
たもので用語を整備したものでございまして、次のページの
附則第七条の二につきましては、たばこ消費税は条例第八
十条第三項の規定により専売公社が小売人にと前年に
売り渡したたばこの小売価格の合計を売り渡したたば
この合計本数で除して得た額を基礎に、本年度の売り
渡し本数の実績により算定するものでございしますが、
本年の五月一日からたばこ小売価格が一本あたり一円引き、
上げられたため、買い控之等により本年度の売り渡し本数
の減少が予想されるため、昭和五十八年度に限って売り渡し
したたばこの本数に政令で定める補正係数、これは昭和五十五
年のときには一本あたり一・四本というふうに係数でかやしていた
わけですが、これによって改定したわけですが、今回はまだ税率は

決まっておりますが、政令が出次第これを本数にかけっていくということでございます。

次に附則第八条の二に昭和五十七年度分を五十八年度分に改めますのは個人の市民税の所得の非課税の範囲を五十八年度も前年度同様に引き続き、本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計数に二十七万円を乗じて得た金額以下である者については非課税とするもので、たとえば夫婦、子供二人の標準四人所帯では、収入百八万五千円まで所得税は非課税とするもので、これも同じく継続していくということでございます。

次に二十一条の二の軽自動車の税率特例でございますが、電気自動車につきましても、公害対策省エネ対策の上から一般の軽自動車の税額よりも軽減しておりますので五十七年度までは五十一年度改正前の税額により軽減してありましたが、本年この期限が切れて五十八年度分から

五十九年度までの二年間延長するという措置を、ここで税法の改正が行われますので、当市の条例も改正しようとするものでございます。

なお、最後の附則につきましては、第一条この附則は五十八年四月一日から施行する。

なお市民税に関する経過措置として特別障害者の特別控除につきましては、五十八年度から適用いたしまして五十七年度は従前どおりで行う。

次のページでございますが、附則の二でございますが、個人の所得割の非課税限度額につきましては、五十七年度へも引き続き五十八年度へも引き続き有効を有するというところで、その効力をここにうたったわけでございます。

次の三項でございますが、法人市民税の均等割の改正は五十八年四月一日以降をもって終了する事業年度から適用すること等について定めたものでございます。

次の四でございますが、前項の規定にかかわらず、事業年度は四月以降でございますが、予定申告、これは中間申告がございしますが、四月一日以前の場合には四月一日以前の月数の均等割は従前の額をもって割り出して納入していただくという経過規定でございます。

次の固定資産税に関する経過措置でございますが、同じく新条例の五十三条の二の第一項第三号の区分所有建築物の補正申告の記入内容の変更と第二項、区分所有の建築物との敷地の持ち分の相違のある場合の申し出についても五十九年度適用されますが、申告は五十八年度より受け付けると、一つことでございます。

最後の軽自動車に関する経過措置でございますが、身体障害者等の減免申請の際の軽自動車等の掲示を不要とする手続については、五十八年度から適用し、昭和五十七年度までの人については、いままでどおりで行うということでございます。

二の電気自動車の軽減につきましては、五十七年度までは従前、その後については五十八年度から。

以上雑駁な説明でございますが、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決知への御承認を得たく内容の御説明を申し上げた次第でございます。以上で説明を終わります。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○十一番（原敏子君） どのくらいか質問いたします。

まず一点目、いま説明の中でありました附則第八条の二、昭和五十七年度分を五十八年度分に改めるということは、いわばやれた夫婦と子供二人の四人家族で百八十八万五千円非課税限度額、これはいつからこの額が定められているのか。据え置きのままかということとを教えてください。

それと軽自動車の減免、第二十一条の二、この軽自動車で、

この対象車は福生市内にあるかどうか。あれば何台あるか。それとこの法改正のもとで、これが当然実施されていくわけですからけれども、どのくらい増収するのか。

以上三点。

○企画財政部長（生子国利君） 第一点の関係につきましては、

昭和五十七年度から五十八年度も同じ額でございます。

それから軽自動車の関係については福生市において一口。

それから増収につきましては、七百三十万円程度増収になる。法人の改正によって七百三十万円くらいです。以上です。

○十一番（原敏子君） いまの二点はわかりました。

最初の非課税限度額は五十七年度と五十八年度は同じだということばかりで、すけれども、それ以前はいつから百八十八万五千円になったかということですか。

○税務課長（小野光朗君） 御指摘の点でございますけれども、五十五年から課税最低限と非課税限度額というも

のがありますが、税法で諸控除をひいていきますと、百五十八万四千円でもって、それ以上の所得の場合には入るわけですが、そうしますと、生活保護との関係でやはりまずいということとで、五十六年度が百七十五万七千円、たとえば課税最低限諸控除等を引きますと百五十八万四千円までが非課税ですが、そうしますと生保のオボ上回りますので、そういうバランスを考えまして百七十五万七千円ということになりました。五十七年度も同じく百八十八万五千円、五十八年度につきましても百八十八万五千円ということとでただ生活保護につきましても、あくまでも市民税のオボは前年の所得にかかりますので、五十七年の生活保護の標準世帯の標準が百八十六万四千円でございますので、百八十八万五千円ですと生保を上回るということで、こういう課税最低限というものを定めました。

○十一番（原敏子君） よくわかりました。

ということは、いまのこととて、昨年五十七年度と五十八年度と比べる、と生保の關係、いま課長から説明がありました、が、たんだんと二万一千円の差で非課税になるか。生保との關係では、とてもこういうふういふような状態の中に、言つてみれば私が調べたところによると、三年連続で減税を見送られてゐるというふうな思ふわけですね、そういう關係で、第一に私はいま増収は七百三十万円というふうな部長の方から答弁がありました、が、個人税の均等割の税率の引き上げの方法について、大企業については優遇されている。中小、零細企業については八千円が一万六千円に倍の値上げがされてゐるという点で見ても、ますます大企業が優遇されていくような税法の引き上げではないかということと、やはりいふ言ひました、非課税限度額が百八十八万五千円とこのまま据え置いて、低所得者層に対する負担をますます強めていく。このようは大衆的な大衆課税の強化を図るような、このようないま審議されてゐる福生市税賦課徴収条例の一部を

改正する条例について賛成することはできませんし、承認することとは認めがたいというふうな表明しておきます。

○議長（田村市郎君）は、かに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議がありませんので、本安本について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております報告第二号については原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田村市郎君）起立多数であります。

よつて報告第二号は原案のとおり承認いたしました。

○議長（田村市郎君）追加日程第十五報告第三号専決処分承認を求めることについて（昭和五十七年度福生市一

般会計補正予算(第八号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、報告第三号専決処分承認を求めることについて(昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第八号))について提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして議会を招集する暇がないと認めまして昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第八号)を専決いたしましたので同条第三項の規定によりまして報告し、御承認を求めようとするものでございます。

予算書の内容に入る前に補正の骨子を申し上げます。まず歳入におきまして、本年度末において都の補助金が決定されたことによる収入の増と収益事

業収入におきまして配分金の額が決定し、減額をきたしたこと、また市債の借入先の割当決定に伴い許可金額の端数整理による減額が主な内容でございます。

一オ歳出につきましては、職員の人件費の減額でございます。いま、これは給与改定分として当初予算に三%見込んで分で、御案内のとおり国の財政事情により給与改定勧告凍結による未執行分を全項目にわたり減額しようとするものでございます。

この歳入歳出につきましては財源調整を都補助金にかかぬ方を都市施設整備基金に、人件費にかかぬ方は財政調整基金にそれぞれ積み立て、今後の財政運営の円滑化を図ることが主な内容で、今回の補正の専決と相なった次第でございます。

それでは内容につきまして予算書によりまして御説明申し上げます。

まず一ページをお開きいただきたいと思います。

一条にあきましては、三千四百六十万円を追加いたしました〔総額を歳入歳出とせしめる七億八千七百七十二万円〕と定めようとするものでございます。

歳入歳出の補正予算につきましては、第一表歳入歳出予算補正によるもので第二条は地方債の変更で第二表地方債補正によるものでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でござりますが、都支本金につきまして六千二百五十万円追加補正しようとするもので、これは都補助金として振興交付金が決定されたことによる増額補正でござります。これは三月二十四日に申請いたしましたして三月二十五日に決定されたものでございます。

これは道路排水及び小中学校の施設整備事業に充てられたものでございます。

次に諸収入でござりますが、収益事業収入の二千七百万円の減額補正でござります。

これは東京都市収益事業組合として九市でやってありますが、公営競技収入の配分金が確定したことによるもので、全国的な傾向として収入率が落ち込み、当組合も三月最終開催を見て各市一億一千万円の配分金の割り当てが確定したことにより当初予算にあきまして一億三千七百万円を計上してありますため、この差二千七百万円の減額でござります。

次に市債でござりますが、申請に基づく許可割当が都の振興基金に配分されましたので、許可金額が百万円単位になったことから、その端数を整理することにより九十万円の減額をしようとするものでございます。

以上歳入補正総額三千四百六十万円、歳入予算総額百十七億八千七百七十二万円と相なる次第でござります。

次に三ページをお開きいただきしたいと思います。

歳入につきまして御説明申し上げます。

先ほど御説明いたしましたが、今回は職員給与改定を想定した人件費減で未執行に伴う当初予算との差し引き額を減額しようとするもので全項目にわたっており、そので各款別に御説明申し上げます。

まず議会費につきましては、三百四十六万九千円の減で、職員八名分の人件費でございます。

総務費につきましては、二千八百八十七万三千円の減額で、各予算項目にかかぬ百三十六名分の人件費でございます。

続いて民生費につきましては、八百九十二万四千円の減額でございます。職員の二十四名分の人件費でございます。

次に衛生費につきましては、三百三十六万六千円の減額で、職員二十名分の人件費でございます。

労働費におきましては、十四万八千円の減額で、職員一名分の人件費でございます。

農林水産業費におきましては、七十一万二千円で職員四名分の人件費でございます。

次に商工費におきましては、二十八万五千円の減額で、職員二名分の人件費でございます。

次に四ページ、土木費でございますが、六百六十七万四千円の減額で職員二十四名分の人件費でございます。

なお、第一項の道路河川橋梁費において先ほど歳入で御説明申し上げました都補助金の振興交付金の一部一千二百九十九万円を市道排水整備工事三路線に財源充当したことによる振りかえでございます。

次に教養文化費についてですが、四千五百二十二万四千円の減額で各予算項目にかかぬ百十六名分の人件費でございます。

また二項の小学校費におきまして三千六百六十万円さらに三項の中学校費におきまして一千三百万円を都補助金の振替交付金をとれれば財源振替をしております。内容につきましては、学校整備として第二小学校、第七小学校の五年塙、第四小学校、第六小学校の校庭整地、さらに第二小学校の受水槽改造、第二中学校の特別教室改良等の工事に充当した次第でございます。次に一ページの諸支出金一億二千五百万円の追加補正でございますが、まず都市施設整備基金に六千五百万円の追加補正で、これは先ほど御説明いたしました都補助金にかわる振興交付金充当事業の一般財源振替分を将来の建設事業に充てるため積み立てようとするものでございます。

なお、参考までに、今回の補正をしまして、三月末現在の全基金積み立て総額は十八億一千八百六十万円一千円と

相なっております。

四項の財政調整基金でございますが、六千万円の追加補正はただいま御説明申し上げましたとおり、各項にわたる職員給与改定の三％相当分にわたる減額分を本基金に積み立てておくというもので、今後五十八年度以降の給与改定の動向等を考慮しまして、今後の円滑な財政運営を図るために積み立てておくものでございまして、今回の補正をもって本基金は三億四千万円と相なる次第でございます。

次に予備費二千九百七十四万七千円の減額補正は歳入歳出財政調整によるものでございます。

以上補正総額三千四百六十万円で歳出予算総額百十七億八千七百七十一万円と相なる次第でございます。次に五ページとお開きいただきましたとおり、五ページ第二表地方債補正でございますが、先ほど御説

明いたしました。但、申請後の借り入れ先の割り当て配分が変更になりました。都の振興基金として許可されたもので、限度額単位を百万円とすることからの変更で、消防施設、災害対策事業にかかわるものが対策事業で、限度額が合計四億四百万円から四億三百十万円に変更しようとするものでございます。

なお起債の手法につきましては、利率、償還手法等につきましては、従前のとおりでございます。

以上で予算の内容を御説明申し上げましたが、この中で当初総則の説明中第一条で歳入歳出それぞれ百七億八千七百七十二万円と申しましたが、これは私の説明の誤り、百十七億八千七百七十二万円と訂正願いたいと思っております。以上はまだ雑駁な説明ですが、本予算の御承認を得たく御説明申し上げる次第でございます。以上をもって説明を終らせていただきます。と思います。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○十一番（原敏子君） これも専決処分との関係なんですか、とももう一度専決処分した理由を聞かせてください。

それとこの人件費の、これは先ほど部長の説明の中でありました東京都の補助金と収益事業の収入と人件費の凍結によるところの差額というふうに説明がございまして、これはわかりますけれども、給与改定の未執行分と当初との差だというふうに説明がございましたね。

これは一つお聞きしたいのはここに未マの差額がはっきりわかったかどうか。これはもっと以前にわかってたことではないかというふうに思いますが、この点どうということなのか聞かせていただきたいと思います。